

様式第五号（第八条の三十八関係）（平23環省令1・全改、平29環省令10・平30環省令2・令2環省令9・一部改正）

（表面）

措置内容等報告書			
			年 月 日
都道府県知事 (市長) 様			
報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。			
登録内容	引渡し日 年 月 日 登録日 年 月 日		
登録内容		登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称 住所		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容			

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
- (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
 - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
 - ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ④の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)